

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（ 令和5年度 ）

住 所 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号

事業者名 京浜急行バス株式会社
代表者名 取締役社長 野村 正人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ノンステップバス ・空港連絡バス	・ノンステップバス40両の購入（令和5年度） ・ノンステップバス保有率 90.9% ・空港連絡バスの車両購入計画がありません	・計画通りノンステップバス40両購入（0.8%UP）

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両における車椅子スペース及びスロープ板	バス車内の車椅子用跳ね上げシート、車椅子固定装置やスロープ板・車椅子利用者用押し釦等、機能維持のため定期的な点検、必要に応じたメンテナンスを継続して実施する。	・定期点検、法定点検で点検メンテナンス実施出来た。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス停留所上屋の新設 バス停お願い文の掲示	・2020年度の計画（金沢文庫駅西口乗場1箇所を上屋とベンチを設置）会社の経営状況をみて改めて計画する。 ・点字ブロックのあるバス停留所は、乗客の列が点字ブロックに干渉しない並び方の推奨とお願い文の掲示。	・バス停留所上屋の新設計画は凍結となり未実施。 ・点字ブロックのある停留所への掲示実施できた。今後も継続しておこなう。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接近表示器の拡充	接近表示器の新規設置（2停留所）の計画	接近表示器の新規設置は凍結となり未実施。保守管理のみ実施。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の講習	・NPO法人によるバリアフリー教室を年1回おこなっている。 ・乗務員を対象とした車いす利用者・障害者の方の乗降支援に関する講習を各営業所で定期的におこなう。	バリアフリー教室・車椅子利用者・障害者の方の乗降支援講習の実施

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両における適切な表示	・バスの車内放送や掲示物等で乗降時や車内移動時の転倒事故防止の広報・啓発活動。	車内放送と可変式表示機を用いて転倒事故防止の案内が出来た。今後も継続しておこなう。

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・会社ホームページや電話等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに取組の改善に活用する。
--

- (3) 報告書の公表方法

・当社ホームページにて公表

- (4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

東京（2024年3月31日 現在）

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
年度末車両数	210	154	154	0	0	0	0	56	56		2	0			
年度内に供用を開始した車両数	12	12	12	0	0			0	0			0			
年度内に供用を廃止した車両数	-14	-14	-14	0	0			0	0			0			
年度末車両数	208	152	152	0	0	0	0	56	56		2	0			

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

（1）過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（2）過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第6号様式）

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

神奈川（2024年3月31日 現在）

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
年度末車両数	596	465	404	58	3	0	3	131	131			0		
年度内に供用を開始した車両数	30	30	30	0	0			0	0			0		
年度内に供用を廃止した車両数	-29	-29	-24	-5	0			0	0			0		
年度末車両数	597	466	410	53	3	0	3	131	131			0		

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

（1）過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（2）過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第6号様式）

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

東京 + 神奈川（2024年3月31日 現在）

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
年度末車両数	806	619	558	58	3	0	3	187	187		2	0			
年度内に供用を開始した車両数	42	42	42	0	0			0	0			0			
年度内に供用を廃止した車両数	-43	-43	-38	-5	0			0	0			0			
年度末車両数	805	618	562	53	3	0	3	187	187		2	0			

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

（1）過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（2）過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第6号様式）

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。